

東海市ひきこもり施策基本指針

平成 20 年 3 月
東 海 市

目 次

第1章 東海市ひきこもり施策基本指針策定の考え方	・・・P1
1 趣旨	
2 策定の視点	
3 実効性の確保	
第2章 ひきこもり問題の状況	・・・P2
1 ひきこもりの定義	
2 ひきこもりの人数	
3 ひきこもり支援の現状	
第3章 ひきこもり施策の方向性	・・・P4
1 直接支援事業の拡充	
2 理解促進事業の推進	
3 支援者・支援機関の拡充	
4 施策の位置付けの明確化	

第1章 東海市ひきこもり施策基本指針策定の考え方

1 趣旨

東海市では、第5次東海市総合計画において、市民が望んでいる理念の中で「安心」「いきいき」を位置付けてまちづくりを進めており、「みんなが安全に、不安なく生活しているまち」や「一人ひとりがいきがいを持ち、充実した日々を送ることのできるまち」の姿に向けての施策を行っている。このひきこもり施策基本指針は、「不安なく生活しているまちづくり」や「充実した日々を送ることのできるまちづくり」を押し進める施策を実施するため策定する。

近年、ひきこもり問題が認識され、問題解決が求められている。ひとつの事例としては、平成18年4月に名古屋市にあるアイメンタルスクール(ひきこもり支援施設)の利用者が施設内で死亡する事件があり、問題解決には、民間の支援団体の活動ばかりではなく、行政と民間の協働活動の必要性が認識された。

国の対応は、ひきこもり問題を認識しているものの、平成15年7月に「10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインー精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するかー」(以下「ひきこもり対応ガイドライン」という。)を作成し、保健所・精神保健福祉センター等の地域の相談機関向けのガイドラインとしているに留まっている。

東海市においては、ひきこもり問題に取り組むため、平成19年に「東海市ひきこもり支援検討委員会」(以下「検討委員会」という。)が設置され、平成20年3月検討委員会で「平成19年度東海市ひきこもり支援検討委員会報告書～東海市のひきこもり支援の現状と今後の取り組みの課題～」(以下「報告書」という。)が取りまとめられた。東海市ひきこもり施策基本指針は、報告書に基づき策定するものである。

2 策定の視点

- (1) ひきこもり問題は、個人的な問題や家族固有の問題として位置付けるのではなく、社会問題として位置づける。
- (2) ひきこもり当事者や家族が持つ不安感の解消に向けての支援の方向性を明らかにする。
- (3) 東海市民に安心感を提供できる方向性を明らかにする。

3 実効性の確保

東海市ひきこもり施策基本指針に基づく主な施策の実施状況を東海市総合福祉計画推進協議会に報告するとともに、協議会の意見を踏まえて施策に反映させていくこととする。

第2章 ひきこもり問題の状況

1 ひきこもりの定義

ひきこもりの定義は、厚生労働省で次のように規定している。「単一の疾患や障害の概念ではないこと。ひきこもりは、さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学など自宅以外の生活の場が長期にわたって失われている状態のことを指している（平成15年7月 厚生労働省こころの健康科学研究事業地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究）。」

ひきこもりは、病気でもなく、障害でもなく、生活状態の一つとしての「ひきこもり状態」を指しているものである。

2 ひきこもりの人数

ひきこもり問題は潜在化する傾向があるため実態把握が困難であるが、各種の研究や調査で推計が公表されている。

(1) 斎藤 環（爽風会佐々木病院・精神科医師）の推計

平成14年10月の青少年の育成に関する有識者懇談会(内閣府)資料で「ひきこもり人口」推定80万～120万と算出している。東海市に当てはめた場合、1,000人と推計される。

(2) こころの健康についての疫学調査に関する研究報告書(厚生労働省)の推計

平成14年度～平成17年度のまとめとして、ひきこもり状態にある20歳から49歳までの人数は26万人と算出している。東海市に当てはめた場合、600人と推計される。

(3) 東京都ひきこもりの実態等に関する調査(青少年課)の推計

平成20年2月公表の速報値で、都内のひきこもりの若者(15歳以上34歳以下)25,000人と算出している。東海市に当てはめた場合、700人と推計される。

3 ひきこもり支援の現状

市内における直接的なひきこもり支援の現状は次のとおりである。

(1) 愛知県知多保健所

ひきこもり問題をメンタルヘルス相談として位置付けて相談に当たっている。相談の実件数は、知多保健所管内で10件程度である。

(2) 東海市教育委員会

ひきこもり問題は、小学校及び中学校では不登校問題として現れ、相談支援や居場所事業等が行われている。平成19年度の不登校児童生徒（不登校で30日以上欠席者）は小学校で32名、中学校で117名であり、学校と併せて青少年センターで対応している。事業名は次のとおりである。

ア 教師、スクールカウンセラー、青少年センター職員による相談支援

イ メンタルフレンド派遣事業

ウ 適応指導教室「ほっと東海」事業

エ 不登校対策協議会開催事業

オ キャンプ開催事業

(3) 東海市社会福祉協議会

ひきこもり問題に関し、相談支援、居場所事業、啓発事業、連携・協働事業を行っている。事業実施状況は次のとおりである。

ア 相談支援 専門相談員と社会福祉協議会職員(保健師、精神保健福祉士)で実施。専門相談員は、月1回で、ひきこもり支援に実績のある NPO 法人オレンジの会(名古屋市)のスタッフに依頼している。社会福祉協議会職員による相談は、平日毎日対応。相談の実人数は、37人である。また、家族への支援として、親の会のサポート及び家族教室開催(年6回)をしている。平成19年度の教室参加者は1回あたり3人～8人。

イ 居場所事業 しあわせ村で週1回実施。利用者は、毎回3人程度で、実人数10人。バスハイクを年1回実施、平成19年度の参加者は9人。

ウ 啓発事業 セミナーやシンポジウムを年1～2回実施。平成19年度は、セミナー参加者308人、シンポジウム参加者162人であった。

エ 連携・協働事業 ひきこもり支援の専門家や実践者と連携している。主な連携先は、愛知県立大学の長谷川俊雄先生、精神科医斉藤環先生、知多保健所、NPO 法人オレンジの会、情報センターISIS 名古屋(イシスなごや、若者の就労支援・社会参加支援活動団体)、横浜市ユースプラザである。

第3章 ひきこもり施策の方向性

1 直接支援事業の拡充

ひきこもり問題に対し、直接支援をしている社会福祉協議会の事業の継続・拡充を行うと共に、専門性のある NPO 法人等による取り組みができる環境整備が必要である。

(1) 相談支援事業の拡充

- ア 専門相談員による相談日を増やすように努める。
- イ 専門相談員を増やし、当事者が持つ多面的な相談に対処できるように努める。
- ウ 相談しやすい相談支援体制となるように努める。
- エ 家族への支援として、小規模単位での親の会の活動ができるように努める。

(2) 居場所事業の拡充

- ア 固有の居場所の確保に努める。固有の居場所については、広く市民が利用する施設との併設や商店街活性化の役割が期待できる空き店舗の活用等居場所の運営を考慮に入れて確保に努める。
- イ 運営に当たっては、居場所における活動場面で、当事者が持つ課題の把握やその場で相談支援ができる専門員を有した NPO 法人等が運営できる環境整備に努め、専門性を持つ長期的な支援ができるように努める。
- ウ 年齢に関わらず利用できるように努める。

2 理解促進事業の推進

ひきこもり問題の正しい理解を市民に広げ、問題が潜在化しないよう啓発・広報活動を行っていくことが必要である。

(1) 講演会等の継続 専門家、実践者や経験者等の講演会、セミナー、シンポジウムの開催を継続し、市民の理解が広がるように努める。

(2) 直接支援事業の広報の充実 広報紙や掲示板での広報の継続に併せて、コンビニエンスストアなどの小売店など日常生活で利用頻度の高い場所で相談支援事業の情報を広範に提供するように努める。

(3) 予防的事業の実施 子育てをしている親に、ひきこもり問題についての情報提供をするように努める。

3 支援者・支援機関の拡充

ひきこもり問題の支援者や NPO 法人を含む支援機関が十分に存在しない現状であ

るため、研修会・講習会の開催による人材育成や市外の実績ある支援機関との連携が必要である。

(1) 人材育成の研修会・講習会の実施 計画的な育成プログラムによる研修会・講習会を開催し、支援者を増やすように努める。

(2) 市外の実績ある支援機関が市内で活動できるように努める。

4 施策の位置付けの明確化

現在、ひきこもり問題は、市の事務として法的な根拠や制度的な根拠が存在しないが取り組みが必要な社会問題であるため、市として、精神保健福祉・地域福祉の課題に位置付けて対応しているが、平成20年3月の報告書では、青少年問題として位置付けることが報告されている。

先進地では青少年健全育成事業の一つとして、ひきこもり問題を捉えており、就労問題、非行問題等と併せて、相談支援を実施している。ひきこもり状態に至る要因の多様性やひきこもり問題の認知度の低さから、相談対象を広く青少年に関する事柄とし、相談のしやすい窓口を設け早期支援を図ることとしているものである。

東海市としては、当分の間、ひきこもり問題に対し精神保健福祉・地域福祉の課題として対応していくことが現実的な選択であるが、市民が相談しやすい体制づくりをし、早期支援を図るため、ひきこもり問題に係る取り組みを、青少年問題の施策として位置付けをするように努める。

東海市ひきこもり施策基本指針

平成20年3月策定

愛知県東海市市民福祉部社会福祉課

〒476-8501 東海市中央町一丁目1番地

TEL 052-603-2211、0562-33-1111

Fax 052-603-4000